

盛岡市スポーツ協会関係例規

- ・ 定款
- ・ 加盟団体規程
- ・ 加盟団体会議規程
- ・ 加盟団体負担金規程
- ・ 委員会設置規程
- ・ 盛岡市民スポーツ大会実行委員会規程
- ・ 盛岡市スポーツ人の集い実行委員会規程
- ・ 表彰委員会規程
- ・ スポーツ振興功労者表彰規程
- ・ スポーツ振興功労者表彰規程細則
- ・ 役員功労者表彰規程
- ・ 役員及び評議員慶弔規程
- ・ 役員等報酬規程
- ・ 共催及び後援の承諾に関する規程
- ・ 共催事業助成金交付規程
- ・ 高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金交付規程
- ・ 国際大会激励費交付規程
- ・ 全国大会盛岡市代表選手激励費交付規程
- ・ 「自動体外式除細動器」貸出要綱
- ・ 盛岡市スポーツ少年団規程
- ・ 盛岡市スポーツ少年団指導者協議会規約
- ・ 盛岡市スポーツ少年団種目別交流費助成事業実施要項
- ・ スタートコーチ（スポーツ少年団）養成事業実施要項
- ・ スポーツ少年団リーダー養成事業実施要項

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人盛岡市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、盛岡市における体育・スポーツの一層の振興を図ることにより、市民の体力の向上とスポーツ精神の涵養に資するとともに、盛岡市における体育・スポーツ諸団体の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツに対する意識の向上に関する事業
- (2) 市民の体力の向上を図る事業
- (3) ジュニアスポーツの振興に関する事業
- (4) 健康増進及び体育・スポーツ振興のためのスポーツ大会及びスポーツ教室に関する事業
- (5) 施設の管理運営に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するための事業

2 前項の事業は、盛岡市及び周辺市町村において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、公益目的事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を必要とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項（第2号及び第5号を除く。）の承認を受けた書類は、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、同項第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣布令第68号。)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならないこと。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニまでに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員に対して、報酬等を支給することができる。この場合において、1人に対して1日当たり、10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員の選任又は解任

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項（種類及び開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合はいつでも開催することができる。

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつたときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（議長）

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会に出席した評議員の互選により選任する。

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計が第21条に定める定数の枠を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任するものとする。

（議事録）

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章 役員

（役員の設置）

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上16名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とし、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 副会長、専務理事及び常務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産並びに会計の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はそれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員の任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、尚理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員に対する報酬等）

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（名誉会長及び顧問）

第28条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

（構成）

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほかこの法人の業務の執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (6) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

（種類及び開催）

第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、会長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。
- (招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- (議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、他の理事がこれに当たる。
- (決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告については適用しない。
- (議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条、第4条及び第11条については、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議を経て変更することができる。

(合併等)

第39条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた理由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告による。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第44条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第45条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 加盟団体

(加盟団体)

第46条 この法人は、次の各号のいずれかに該当するものを加盟団体とすることができる。

- (1) 盛岡市内を統括する各競技別体育・スポーツ団体
- (2) 盛岡市内の一定の地域を統括する体育・スポーツ団体

- (3) 盛岡市を単位とする学校体育団体
- (4) その他この法人の目的を達成するため加盟することが適当と認められる団体
- (加盟)

第 47 条 この法人に加盟しようとする団体は、理事会及び評議員会の各々3分の2以上の承認を経て加盟することができる。

(脱退)

第 48 条 加盟団体が脱退しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を経なければならない。

2 加盟団体が第 46 条に掲げる資格を失ったとき又は加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会の各々3分の2以上の承認を経て加盟を取り消すことができる。

(負担金)

第 49 条 加盟団体は、理事会で別に定める負担金を毎年度納入する。

第 12 章 盛岡市スポーツ少年団

(設置)

第 50 条 この法人に盛岡市スポーツ少年団を置く。

2 盛岡市スポーツ少年団の設置に関し必要な規程は、理事会の決議により別に定める。

(業務)

第 51 条 盛岡市スポーツ少年団は第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事業その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。

第 13 章 委員会

(委員会)

第 52 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 14 章 事務局

(事務局)

第 53 条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 15 章 補則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の移行後の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

(理事)	山 下 竹 治	高 橋 栄 吉	鈴 木 俊 祐	藤 原 洋 治
	高 橋 伸 也	高 橋 克 宏	関 口 等	吉 田 勇 夫
	穴 戸 豊 治	戸 塚 了 子	佐 藤 大 治	阿 部 富美雄
	長 澤 茂	木 村 昂 史	川 口 節 雄	伊 藤 隆 士
(監事)	浅 沼 信 一	小笠原 努	雫 石 澄	

4 この法人の移行後の最初の代表理事は、長澤 茂とする。

5 この法人の移行後の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

松 田 政 樹	長谷川 幸 造	藤 村 他可夫	新 堀 裕 二
篠 谷 隆	伊 藤 廉	浅 沼 秀 夫	布 台 亮
高 橋 武	大志田 一 夫	穀 田 有 一	築 場 忠 夫
小 山 薫	吉 田 和 弘		

附 則

平成 27 年 5 月 28 日一部変更

附 則

令和元年 10 月 1 日一部変更

加盟団体規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第 46 条に規定する加盟団体に関する事項について定めることを目的とする。

(加盟団体の義務)

第2条 加盟団体は、毎年度の書類を添えて事業の状況を報告しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画及び収入支出予算書
- (2) 前年度の事業報告及び収入支出決算書
- (3) 役員名簿
- (4) その他協会から求められた書類

第3条 加盟団体は、役員及び規約その他提出書類に変更があった場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

第4条 加盟団体は、毎年負担金を納入しなければならない。

- 2 前項の負担金の額は、別に定める。
- 3 加盟団体が一度納入した負担金は、いかなる理由があっても返還しない。

第5条 加盟団体は、協会加盟団体会議へ出席しなければならない。

第6条 加盟団体は、協会が実施する加盟団体監査を受けなければならない。

(新規加盟)

第7条 新たに協会に加盟しようとする団体は、その代表者より次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 所属加盟団体一覧
- (4) 役員名簿
- (5) 前年度事業概要
- (6) 当該年度事業予定表
- (7) 当該年度予算書

2 加盟の承認を受けた団体は、直ちに負担金を納入しなければならない。

(脱退)

第8条 加盟団体が脱退しようとする場合は、次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から

施行する。

附 則

令和元年 10 月 1 日一部変更

加盟団体会議規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）加盟団体会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 会議は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び加盟団体からの代表者をもって構成する。

2 会長は、前項に規定する以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(会議)

第3条 会議は、年 1 回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議は、協会の事業及び予算等に関する報告を行う他、加盟団体との意見交換を行うものとする。

(進行)

第4条 会議の進行は、事務局次長がこれに当たる。ただし、事務局次長に事故あるときは、他の事務局員がこれに当たる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

令和元年 10 月 1 日一部変更

加盟団体負担金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人盛岡市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第 49 条に定める負担金に関し、必要な事項を定める。

(負担金の額)

第2条 加盟団体が、一事業年度に納入すべき負担金の額は、年額 20,000 円とする。ただし、定款第 46 条第 3 号に規定する学校体育団体については、負担金を免除する。

(負担金の使途)

第3条 前条の負担金は、この法人の毎事業年度の管理運営費に使用する。

(納入期日)

第4条 負担金は、毎年 1 回 6 月末日までに納入するものとする。ただし、新規加盟団体は、入会時に納入するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか負担金に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

令和元年10月1日一部変更

委員会設置規程

(設置)

第1条 公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第52条の規定に基づき、専門的事項を処理するため、理事会の決議を経て委員会を設置する。

(委員会の権限)

第2条 委員会は、その所管する事項について、決定及び実施の権限を有する。

(報告)

第3条 委員会の権限で、決定及び実施した事項については、理事会に報告しなければならない。

(名称)

第4条 委員会の名称その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

令和元年10月1日一部変更

盛岡市民スポーツ大会実行委員会規程

(設置)

第1条 盛岡市、盛岡市教育委員会及び公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）の主催による盛岡市民スポーツ大会を開催するため、協定款第52条の規定に基づき、盛岡市民スポーツ大会実行委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、盛岡市民スポーツ大会の主管として各競技種目の円滑な実施に関する業務を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、専務理事をもって充てる。

3 委員は、常務理事及び各加盟団体からの推薦者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けた場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員現在数の過半数以上のものが出席しなければ開くことが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び代理者は、出席者とみなす。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協会事務局において処理する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

令和元年10月1日一部変更

附 則

令和5年3月8日一部変更

盛岡市スポーツ人の集い実行委員会規程

(設置)

第1条 公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）は、協会が主催する盛岡市スポーツ人の集いを円滑に実施するため、協定款第52条の規定に基づき、盛岡市スポーツ人の集い実行委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、盛岡市スポーツ人の集いの開催にかかる計画、立案及び運営を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は常務理事をもって充てる。

3 委員は理事会が推薦する理事5名及び加盟団体からの推薦者10名をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員現在数の過半数以上のものが出席しなければ開くことが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協会事務局において処理する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

令和元年10月1日一部変更

表彰委員会規程

(設置)

第1条 公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）は、公益財団法人盛岡市スポーツ協会スポーツ振興功労者表彰規程（以下「表彰規程」という。）に基づく被表彰者の選考及び他団体表彰の被表彰者推薦依頼に応じるため、協会定款第52条の規定に基づき表彰委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について会長の諮問に答申する。

- (1) 表彰規程に基づく被表彰者の内申
- (2) 推薦依頼された他団体表彰の被表彰者の内申

2 委員会は、表彰規程に基づく表彰式の計画、立案及び運営を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は副会長をもって充てる。
- 3 委員は、理事会が推薦する役員5名以内をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長が事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員現在数の過半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、当該議事に書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協会事務局において処理する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

令和元年10月1日一部変更

スポーツ振興功労者表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、盛岡市における体育・スポーツの健全な普及発展に貢献し、市民体力の向上とスポーツの振興に顕著な功績をあげた者に対し、その功績をたたえ表彰することを目的とする。

(表彰の区分及び事項)

第2条 表彰は、次の各項のいずれかに該当すると認められるものに対しそれぞれの区分により行う。

2 表彰

(1) 栄光章表彰

ア 国際大会において優秀な成績を収めた選手又は団体

イ 世界記録又は日本記録を出した選手又は団体

ウ その他、前各号に相当すると認められる者

(2) スポーツ功労者表彰

ア 地域又は職域において、体育・スポーツの健全な普及発展のため、スポーツ指導者等の業務に20年以上従事し、顕著な功績があった者

イ 国際大会に日本代表の役員、監督、コーチ等として参加し顕著な功績をあげた者

(3) 最優秀選手・最優秀団体表彰

ア 全国大会の優勝者又は優勝団体

イ 国際大会において活躍した選手又は団体

(4) 優秀選手・優秀団体表彰

ア 全国大会において優秀な成績を収めた選手又は団体

	イ 全国大会に10年以上若しくは10回以上出場し、活躍した選手又は団体
(5) 優良団体表彰	地域又は職域において、体育・スポーツの健全な普及発展に貢献し、市民スポーツの振興に顕著な成果をあげた団体
3 感謝状	
(1) スポーツ協力者感謝状	体育・スポーツ施設の管理運営を通じ、地域又は職域の体育・スポーツの健全な普及発展に貢献した者
(表彰の方法)	
第3条 表彰は会長名により表彰状又は感謝状を授与する。この場合、併せて記念品を授与することができる。	
2 前項の場合、表彰受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは表彰状又は感謝状及び記念品は遺族に贈呈するものとする	
(表彰)	
第4条 表彰は、毎年12月の土曜日または日曜日に開催される「公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）スポーツ振興功労者表彰式」の席上において行うものとする。なお、特別な事情によりこれによりがたい場合は別途行うものとする。	
(表彰の内申)	
第5条 協会加盟団体及び協会事務局は、内申書に必要書類を添えて毎年10月31日までに会長に提出するものとする。	
(選考)	
第6条 表彰を受ける者は、会長が協会表彰委員会に諮り決定する。	
2 選考の基準及び細則については、会長が別に定める。	
(細則)	
第7条 この規程に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は会長が別に定める。	
附 則	
この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。	
附 則	
この規程は、平成26年5月29日から施行する。	
附 則（平成30年3月一部変更）	
この規程は、平成30年4月1日から施行する。	
附 則	
令和元年10月1日一部変更	
附 則	
令和8年4月1日一部変更	

	スポーツ振興功労者表彰規程細則
	公益財団法人盛岡市スポーツ協会スポーツ振興功労者表彰規程第6条の規定に基づき、被表彰者は他の模範となる選手、団体であることを審査の基本とし、被表彰者の選考に係る細則を次のように定める。
第1 表彰対象者等の住所について	(1) 被表彰者は、盛岡市民とする。
第2 功績内容等について	
1 表 彰	(1) スポーツ功労者表彰 ア 国及び県又は公益財団法人盛岡市スポーツ協会加盟団体の上部団体から本スポーツ功労者表彰と同様の趣旨の表彰を受けたことのない者とする。 イ 年齢は、おおむね50歳以上の者を対象とする。 ウ 被表彰者が体育・スポーツに関する事業に携わっている場合には、社会的・奉仕的貢献度についても配慮するものとする。 (2) 最優秀選手・最優秀団体・優秀選手・優秀団体の表彰 ア 表彰に係る成績又は記録については、毎年11月1日から翌年10月31日までのものを選考の対象とする。 (3) 優良団体 ア 団体の所在地は盛岡市内にあり、活動についても盛岡市が中心であること。 イ 活動はその団体として組織的に取組まれ、10年以上の実績があること。 ウ 団体が、体育・スポーツに関する事業を営んでいる場合には、社会的・奉仕的貢献度について、充分配慮するものとする。
2 感謝状	(1) スポーツ協力者表彰 体育・スポーツ施設（学校の体育館を含む。）の管理業務に3年以上携わり、かつ、奉仕的貢献度のある者。
3 大会等について	(1) 国際大会とは、国際オリンピック委員会（IOC）加盟団体である国際競技連盟（IF）、国際パラリンピック委員会（IPC）が主催・共催及び公認する大会とし、生涯スポーツ大会及び交流大会を除く。 (2) 全国大会とは、（公財）日本スポーツ協会に加盟する団体が主催・共催及び公認する大会とし、生涯スポーツ大会及び交流大会を除く。ただし、当協会に加盟しているが（公財）日本スポーツ協会に加盟していない競技については内申の都度、表彰委員会で協議する。
4 表彰の伝達	(1) 表彰を受けるべき者が表彰を受ける日に表彰を受けることが出来ないときは、会長は、別の日に表彰し又は伝達することが出来るものとする。 附 則 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

令和元年 10 月 1 日一部変更

役員功労者表彰規程

（趣旨）

第 1 条 公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）の役員（協会定款第 21 条に規定する役員をいう。）として永年勤続し、協会の発展と事業の推進に尽力した者に対しこの規程の定めるところにより表彰する。

（表彰の区分）

第 2 条 表彰の区分は次のとおりとする。

- (1) 通算 10 年以上役員であった者
- (2) その他前号に相当すると認められた者

（表彰の方法）

第 3 条 表彰は協会長名で行い、次の各号を併せて行う。

- (1) 感謝状の授与
- (2) 記念品の贈呈

（表彰の時期）

第 4 条 表彰は、評議員会において行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

令和元年 10 月 1 日一部変更

役員及び評議員慶弔規程

（趣旨）

第 1 条 公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）の役員（協会定款第 21 条に規定する役員。）及び評議員（協会定款第 10 条に規定する評議員。）の慶弔等に際し、この規程の定めるところにより金品を贈る。

（区分及び基準）

第 2 条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）の慶弔に対して贈呈する金品は、次の基準による。

(1) 役員等が死亡した場合

香 典 5,000 円

生 花 20,000 円

弔電等

(2) 会長 副会長 専務理事であった者が死亡した場合

香 典 5,000 円

弔 電

(3) 役員等（会長、副会長、専務理事を除く。）であった者が死亡した場合

香 典 5,000 円

(4) 役員等が叙勲、盛岡市市勢振興功労者表彰及びこれらと同等の荣誉ある賞を受賞した場合
祝電等

（報告）

第 3 条 この規程によって処理した事項は、理事会及び評議員会に報告しなければならない。

（雑則）

第 4 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

令和元年 10 月 1 日一部変更

役員等報酬規程

（目的）

第 1 条 この規程は、公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第 13 条及び第 27 条の規定に基づき、評議員、役員（以下「役員等」という。）に対する報酬等を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第 10 条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第 21 条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤の役員等とは、この法人を主たる勤務先とし、かつ、週 3 日以上法人の業務に従事する役員等をいう。
- (4) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の役員等をいう。

- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 13 号において規定する報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬の種類及び額)

第 3 条 常勤の役員等に対する報酬にあつては、給与及び期末手当とし、年額 5,000,000 円の範囲内の額で、評議員会の承認を得て会長が定めた額を支給する。ただし、協会の職員であつて、常勤の役員等を兼務するものにあつては、報酬は支給しない。

- 2 非常勤の役員等については、次に掲げる職務執行の対価として、日額 10,000 円の範囲内の額で、評議員会の承認を得て会長が定めた額を支給する。

- (1) 評議員会への出席
(2) 理事会への出席
(3) 監事による監査の実施

- 3 前項の規定にかかわらず、本人から報酬の辞退の申し入れがあつた場合には、報酬は支給しない。
(通勤手当)

第 4 条 常勤の役員には、通勤手当を支給することができる。

- 2 通勤手当を支給する場合には、協会給与規程第 17 条に規定する通勤手当の支給要件を準用する。

- 3 通勤手当の月額額は、協会給与規程に規定する額とする。

- 4 第 3 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し 必要な事項は、協会給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(退職手当)

第 5 条 役員等には、退職手当及びこれに準ずる手当を支給しない。

(旅費)

第 6 条 役員等が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の額は、協会の職員の例を基準とし、会長が別に定める。

- 3 旅費の支給方法については、協会の職員の例による。

(報酬等の支払方法等)

第 7 条 常勤の役員等に支給する報酬等の支払方法及び支給日は、協会給与規程を準用する。

- 2 非常勤の役員等に支給する報酬等については、その都度支給する。

(規程の変更)

第 8 条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人盛岡市体育協会の設立の登記があつた日から施行する。

附 則

令和元年 10 月 1 日一部変更

共催及び後援の承認に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）の共催又は後援（以下「共催等」という。）の承認について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 協会がその名義の使用を承認し、事業の積極的推進を図ることをいう。
(2) 後援 共催以外のもので、協会がその名義の使用を承認し、事業の目的に賛意を表することをいう。

(共催等における名義使用等)

第 3 条 共催等において、協会が使用を承認する名義は、公益財団法人盛岡市スポーツ協会とする。

- 2 共催等の名義の使用の承認を受けた団体は、当該事業について発行する印刷物等に、協会が共催等をしている旨の表示をしなければならない。

(共催・後援の承認基準)

第 4 条 次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、共催の承認をするものとする。

- (1) 事業の目的及び内容が協会の目的に合致し、事業の参加者の活動意欲の向上発展に寄与することが期待できるものであること。
(2) 市民を対象とする事業であること
(3) 原則として、市内で開催する事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りでない。
(4) 参加料、入場料、観覧料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。

- 2 前項に該当しないもののそれに準ずる場合には後援の承認をするものとする。

- 3 前各号の規定にかかわらず、協会会長（以下「会長」という。）は、事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、共催等の承認を行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする興行その他これに類する事業
(2) 特定の政治活動及び宗教活動を利用するおそれのある事業
(3) 特定の主義主張の浸透を利用するおそれのある事業
(4) 公共性を有しない事業
(5) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業
(6) 特定の団体の宣伝活動又は売名活動を利用するおそれのある事業
(7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認められる事業
(8) 協会の運営に支障をきたすおそれのある事業

(承認の申請)

第5条 共催等の承認を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、事業を実施しようとする日の1月前までに、共催・後援等承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 開催要項等事業の目的及び内容がわかる書類
 - (2) 入場料、参加料その他費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書
 - (3) その他、会長が特に必要と認めた書類
- （承認の決定）

第6条 会長は前条の申請が、第4条及び第5号の基準に基づき審査した結果、適当と認めたときは、共催・後援等承認通知書（様式第2号）により、その承認を行わないときは共催・後援等不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。また、事業内容を変更した場合は事業変更（中止・廃止）届出書（様式第4号）により速やかに届出を行うものとする。

（承認の取消し）

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共催等の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、共催等の承認を受けたと認められる場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) 共催等の承認の決定の際に付した条件に違反した場合

2 会長は、前項の規定による取り消しをしたときは、速やかに共催・後援等承認取消通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による承認の取り消しにより、申請者に損害が生じる場合において、会長は賠償の責を負わないものとする。

（事業報告）

第8条 共催等の承認を受けた者は、当該事業終了後1月以内に共催・後援等事業完了報告書（様式第6号）及び収支決算書（当該事業で入場料等を徴収した場合に限る。）を、会長に提出しなければならない。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

令和元年10月1日一部改正

共催事業助成金交付規程

（目的）

第1条 市民スポーツの振興と市民の体力の向上を図るため、公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）と

スポーツ関係団体（以下「団体」という。）が共催により実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、助成金を交付する。

（助成金の交付対象事業）

第2条 前条に規定する助成金の交付対象事業は、協会が共催を承認した事業であること。ただし、他の団体から当該事業に対し、補助金等の交付を受けている事業については対象外とする。

（助成金の交付対象団体）

第3条 第1条に規定する助成金の交付対象団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協会加盟団体
 - (2) その他、市民スポーツの振興を主たる目的とした団体であると会長が認めた団体
- （助成金の交付対象及び額）

第4条 第1条に規定する助成金の額は、下記のとおりとする。

- (1) 協会加盟団体にあっては4万円以内
 - (2) その他、市民スポーツの振興を主たる目的とした団体であると会長が認めた団体にあっては2万円以内
- （交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、事業を実施しようとする日の1月前までに、共催事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 開催要項等事業の目的及び内容がわかる書類
- (2) 事業に係る収支予算書（様式第2号）
- (3) 共催事業助成金請求書（様式第3号）
- (4) その他、会長が特に必要と認めた書類

（交付の決定）

第6条 会長が申請書等を審査した結果、適当と認めたときは、共催事業助成金承認通知書（様式第4号）により、その承認をしないときは、共催事業助成金不承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の取消）

第7条 会長は、次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、交付の承認を受けたと認められる場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) 交付の承認の決定の際に付した条件に違反した場合

2 会長は、助成金の交付の取消をしたときは、速やかに共催事業助成金承認取消通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（事業報告）

第8条 共催事業助成金の交付を受けた者は、当該事業終了後1月以内に事業実績書を添えて事業完了報告書（様式第7号）及び収支決算書（様式第8号）を、会長に提出しなければならない。

（交付の制限）

第9条 この助成金の交付は、1団体につき、1年度中1回とする。

第10条 協会が別に定める、高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金交付規程に基づき交付する高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金と、この助成金の交付は同時に受けることはできない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

令和元年10月1日一部変更

附 則

令和2年6月9日から令和3年3月31日までの間は、第9条の規定にかかわらず、本助成金の交付は、1団体につき、1年度中2回までとする。

高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金交付規程

(目的)

第1条 生涯にわたって楽しめるスポーツ・レクリエーションライフを実現するために、「一楽しくスポーツをーだれでもどこでもいつまでも」を合言葉に、高齢者および障がい者も含めた全ての市民がこそって参加できるスポーツ環境の充実を図るため、公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）とスポーツ関係団体（以下「団体」という。）が共催により実施する高齢者または障がい者を対象とする事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、助成金を交付する。

(助成金の交付対象事業のうち高齢者を対象とする事業)

第2条 前条に規定する助成金の交付対象事業のうち、高齢者を対象とする事業については、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 協会が共催を承認した事業であること。
- (2) 市民を対象とする事業であること。
- (3) スポーツ大会、スポーツ教室及び講習会等、市民スポーツの振興に寄与する事業であること。
- (4) 原則として、市内で開催する事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (5) 参加料、入場料、観覧料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (6) 当該事業全参加者のうち、55歳以上の者が50パーセントを超える事業であること。

(助成金の交付対象事業のうち障がい者を対象とする事業)

第3条 第1条に規定する助成金の交付対象事業のうち、障がい者を対象とする事業については、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 協会が共催を承認した事業であること。
- (2) 市民を対象とする事業であること。
- (3) スポーツ大会、スポーツ教室及び講習会等、市民スポーツの振興に寄与する事業であること。
- (4) 原則として、市内で開催する事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (5) 参加料、入場料、観覧料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (6) 障がい者を対象とする事業であること。

(助成金の額)

第4条 第1条に規定する助成金の額は、下記のとおりとする。

- (1) 協会加盟団体にあっては4万円以内
- (2) その他、市民スポーツの振興を主たる目的とした団体であると会長が認めた団体にあっては2万円以内

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、事業を実施しようとする日の1月前までに、高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 開催要項等事業の目的及び内容がわかる書類
- (2) 参加者名簿（様式第2号）
- (3) 事業に係る収支予算書（様式第3号）
- (4) 高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金請求書（様式第4号）
- (5) その他、会長が特に必要と認めた書類

(交付の決定)

第6条 会長が申請書等を審査した結果、適当と認めたときは、高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金承認通知書（様式第5号）により、その承認をしないときは、高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金不承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の取消)

第7条 会長は、次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、交付の承認を受けたと認められる場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) 交付の承認の決定の際に付した条件に違反した場合

2 会長は、助成金の交付の取消をしたときは、速やかに高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金承認取消通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第8条 申請者は、当該事業終了後1月以内に事業実績書を添えて事業完了報告書（様式第8号）及び収支決算書（様式第9号）を、会長に提出しなければならない。

(交付の制限)

第9条 この助成金の交付は、高齢者対象事業、障がい者対象事業各々について、1団体につき、1年度中1回とする。

2 同一事業に対し、高齢者対象事業向けの助成金と、障がい者対象事業向けの助成金の両方の交付を同時に受けることはできない。

3 協会が別に定める、共催事業助成金交付規程に基づき交付する共催事業助成金と、この助成金の交付は同時に受けることはできない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

国際大会激励費交付規程

(趣旨)

第1条 国際大会に日本代表として盛岡市縁の選手が出場することは、市民の誇りであり、後に続く選手たちの刺激となる。もって、出場選手を激励することを通じて、市民のスポーツに対する興味の喚起、意識高揚と競技スポーツの発展に資することを目的とする。

(交付対象大会)

第2条 交付対象となる国際大会は、次の各号に掲げる大会とし、親善、交歓を主目的とする大会は対象外とする。

- (1) オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会
- (2) 種目別世界選手権大会 国際競技連盟、国際パラリンピック委員会が主催する国・地域や年齢に制限・区分などがない大会。
- (3) その他国際大会 国際競技連盟、国際パラリンピック委員会が主催する国・地域や年齢に制限・区分がある大会、年間シリーズ戦の大会および、国際大学スポーツ連盟主催のユニバーシアード大会。
- (4) その他会長が特に認める大会

(交付対象者)

第3条 激励費の交付対象者は、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会出場選手及び(公財)日本スポーツ協会加盟中央競技団体、(公財)日本パラスポーツ協会(同協会加盟競技団体を含む)が日本代表として派遣する選手のうち、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 盛岡市内に現住所を有する者
- (2) 盛岡市内に勤務し、若しくは通学する者
- (3) 盛岡市内にその競技の活動拠点を有する者若しくは加盟競技団体に所属している者
- (4) 盛岡市内に帰省先を有する者
- (5) 前各号に定める者のほか、会長が特に認める者

(交付額)

第4条 激励費の額は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会 | 200,000円 |
| (2) 種目別世界選手権大会 | 100,000円 |
| (3) その他国際大会 | 50,000円 |
| (4) その他会長が特に認める大会 | 20,000円 |

2 前項第1号の激励費については、同一年度内に同一交付対象者が、前項第2号から第4号の激励費の交付を受けているか否かに関わらず、交付する。

3 第1項第2号、第3号および第4号の激励費については、同一年度内、同一交付対象者につき、合計で100,000円を上限額とする。

4 盛岡市スポーツ協会加盟団体または盛岡市スポーツ少年団登録単位団以外からの交付申請(個人申請を含む)については、第1項に規定する交付額、第3項に規定する上限額ともに、半額とする。

(交付の申請)

第5条 激励費の交付を受けようとする者は、大会開始前までに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 国際大会出場激励費交付申請書(様式第1号)
- (2) 国際大会出場激励費請求書(様式第2号)
- (3) 大会開催要項又はこれに準ずる書類
- (4) 大会に出場することを確認することができる書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 前条に規定する書類の提出があった場合には、その内容を審査の上、適正と認められるときは激励費交付の決定を行い、国際大会激励費交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 激励費の交付を受けた者は、大会終了後速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 国際大会出場報告書(様式第4号)
- (2) 大会に出場したこと及びその成績を確認することができる書類
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付の取消等)

第8条 会長は、激励費の交付の決定または激励費の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励費の交付の決定を取り消しあるいは返還を求めることができる。

- (1) 交付対象大会が中止されたとき
- (2) 交付対象者が大会への出場を辞退し、又は取り消されたとき
- (3) 誤りや偽り、その他不正な手段により激励費の交付を受けたとき

(事業の実施期間)

第9条 この規程の実施期間は、この規程の適用期間は、令和8年3月31日までとする。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

全国大会盛岡市代表選手激励費交付規程

(目的)

第1条 市民のスポーツに対する意識の向上を図るため、全国大会に、盛岡市の代表として選手が出場する場合に、予算の範囲内で、この規程に定めるところにより激励費を交付する。

(交付対象)

第2条 前条に規定する激励費の交付対象は、岩手県大会等の予選会、選考会を経て出場する全国大会とする。

2 前項に規定する全国大会について、国民スポーツ大会、全国高等学校大会、全国中学校大会及び全国健康福祉祭は対象外とする。また、全国大会であっても参加対象が限定される場合は対象外とする。

(交付額)

第3条 第1条に規定する激励費のうち、公益財団法人盛岡市スポーツ協会の加盟団体又は盛岡市スポーツ少年団に登録する単位団から交付申請された選手への交付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小学生以下については、1人につき10,000円として算出し、その額が150,000円を超える時は150,000円とする。
- (2) 中学生については、1人につき7,000円として算出し、その額が105,000円を超える時は105,000円とする。
- (3) 高校生については、1人につき7,000円として算出し、その額が105,000円を超える時は105,000円とする。
- (4) 一般については、1人につき5,000円として算出し、その額が75,000円を超える時は75,000円とする。

2 第1項に規定する団体以外の団体、個人から交付申請された選手への交付額は、1人当たりの金額および限度額とも、前項各号に規定する額の半額とする。

(交付の申請)

第4条 激励費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 全国大会盛岡市代表選手激励費交付申請書（様式第1号）
- (2) 全国大会開催要項
- (3) 全国大会出場者名簿
- (4) 予選会、選考会等の開催要項
- (5) 予選会、選考会等の結果表
- (6) 全国大会盛岡市代表選手激励費請求書（様式第2号）

(交付の決定)

第5条 第4条に規定する書類の提出があった場合には、その内容を審査の上、適正と認められるときは、激励費の交付の決定を行い、全国大会盛岡市代表選手激励費交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 激励費の交付を受けた申請者は、全国大会終了後速やかに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 全国大会報告書（事業完了報告書）（様式第4号）

- (2) 全国大会のプログラム

- (3) 全国大会の結果表

(激励費の返還)

第7条 激励費の交付をうけた申請者は、選手が全国大会に出場しなかった場合あるいは何らかの理由により全国大会が開催されなかった場合には、激励費を返還しなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（平成29年3月22日変更）

附 則

令和元年10月1日一部変更

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。（令和3年3月9日変更）

附 則

令和7年4月1日一部変更

「自動体外式除細動器」貸出要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出に関し、必要な事項を規定する。

(貸出対象)

第2 この要綱に基づきAEDの貸出を受けることができる者は、原則として盛岡市内に団体等の事務所を有する次に掲げる者とする。

- (1) 体育団体
- (2) 自治会等
- (3) その他盛岡市スポーツ協会会長が認める者

(対象事業)

第3 AED貸出の対象事業等は、体育スポーツ事業等これに準じた事業とし、スポーツ協会会長が認めた事業とする。

(貸出要件)

第4 AEDは、体育団体や自治会等が体育事業等を開催するに際し、AEDを必要とし、近接の施設にAEDが設置されていない場合に貸し出すものとする。

(借受けの申込等)

第5 借受けを希望する者は、別紙申請書（様式第1号）に記載の上、盛岡市スポーツ協会事務局に提出しなければならない

- い。
- 第2条 申請書には貸出を希望する団体の代表者又は担当者の証明書（免許証等）、事業の開催要項等事業の概要がわかるものを添付しなければならない。
- （貸出の受付）
- 第6条 貸出の受付は、使用する日の1月前からとし、先着順とする。
- （貸出の期間）
- 第7条 AEDの貸出期間は、1週間以内とする。
- （遵守事項）
- 第8条 借受者は、貸出を受けたAEDを善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 2 借受者は、借受ける際は、AEDのバッテリーの残量等を確認し、正常に移動するか否かの確認を行わなければならない。
- 3 借受者は、AEDを目的外に使用し、又は他の者に転貸してはならない。
- （AEDの返却）
- 第9条 借受者は、第7条の貸出期間が満了したときは、AEDを速やかに盛岡市スポーツ協会事務局に返却しなければならない。
- （損害賠償）
- 第10条 借受者は、自己の責めに帰すべき理由によりAEDを損傷し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 2 借受者の責めに帰すべき理由によるAEDの使用中的事故に係る損害賠償の責任は、借受者が負うものとする。
- （料金）
- 第11条 AEDの貸出料は、無料とする。
- 附 則
- この要綱は、平成20年1月1日から施行する。
- 附 則
- この要領は、令和元年10月1日から施行する。

盛岡市スポーツ少年団規程

- （設置）
- 第1条 この規程は、公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）の事業実施に基づき、盛岡市スポーツ少年団（以下「本団」という。）を設置し必要な事項を定める。
- （構成）
- 第2条 本団は、市内の登録したスポーツ少年団（以下「単位団」という。）によって構成され、単位団を代表する組織体とする。
- （目的）

- 第3条 本団は、市内のスポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。
- （事業）

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 単位団活動の指導及び援助
 - (2) 指導者及びリーダーの養成と組織化
 - (3) 体力テストの普及指導
 - (4) 単位団活動の活性化を図る大会の実施
 - (5) 関係団体との連携
 - (6) 日本スポーツ少年団及び県スポーツ少年団その他スポーツ団体が主催する行事への参加
 - (7) 市内スポーツ少年団の登録手続きに関すること
 - (8) その他目的達成に必要な事業
- （登録）

第5条 本団への加入は、登録をもって行う。本団は岩手県スポーツ少年団に登録する。

- 2 前項の登録は毎年度これを更新するものとする。

（委員）

第6条 本団に委員を置く。

- 2 委員は次の構成団体から推薦される。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 登録種目毎 | 1名 |
| (2) (公財)盛岡市スポーツ協会 | 若干名 |
| (3) 盛岡市小学校体育連盟 | 1名 |
| (4) 盛岡市中学校体育連盟 | 1名 |
| (5) 盛岡市 | 1名 |
- （任期）

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠員により推薦された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第8条 本団に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 本部長 | 1名 |
| (2) 副本部長 | 若干名 |
- （役員の選任）

第9条 本部長及び副本部長は委員の互選とする。

（役員の職務）

第10条 本部長は本団を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長があらかじめ指示した順序によってその職務を代行する。

(委員会)

第11条 本団の重要事項を決定するため、委員会を置く。

2 委員会はすべての委員をもって構成する。

(委員会の職務)

第12条 委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 本団の事業計画案及び事業報告案を策定し、理事会に提出すること。
- (2) 本団の収支予算案及び収支決算案を策定し、理事会に提出すること。
- (3) 本団の運営その他必要な事項について、理事会に参考意見を提出すること。

(委員会の定足数)

第13条 委員会は、本部長が召集し議長となる。

- 2 委員会は、委員現在数の過半数以上が出席しなければ会議を開催し議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(指導者協議会)

第14条 本団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

2 指導者協議会に関する事項については、別に定める。

(会計)

第15条 本団の会計は、補助金、寄付金、登録料及びその他の収入をもって支弁し、協会の定めるところにより処理する。

(事務局)

第16条 本団の事務は、協会事務局において処理する。

(本規程の変更)

第17条 この規程は、委員会において、3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

盛岡市スポーツ少年団指導者協議会規約

(総則)

第1条 この規約は、盛岡市スポーツ少年団規程第14条の規定に基づき、盛岡市スポーツ少年団指導者協議会（以下「本会」という。）に関することを定める。

(目的)

第2条 本会は、盛岡市スポーツ少年団登録指導者（以下「登録指導者」という。）相互の連帯と、資質・指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 指導者の研修及び資質向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換に関すること。
- (3) 盛岡市スポーツ少年団の事業への協力と推進に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(幹事)

第4条 本会に幹事を置く。

- 2 幹事は、登録指導者から推薦される。
- 3 幹事は、30名以内とする。

(任期)

第5条 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 幹事の欠員により推薦された幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |

(役員の選任)

第7条 会長及び副会長は幹事の互選とする。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指示した順序によってその職務を代行する。

(会議)

第9条 本会は、会長が召集し議長となる。

- 2 本会は、幹事現在数の過半数以上が出席しなければ会議を開催し、議事を議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 3 本会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(規約の変更)

第10条 この規約は、本会の議決によって変更することができる。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

盛岡市スポーツ少年団種目別交流費助成事業実施要項

(目的)

第 1 盛岡市スポーツ少年団に登録しているスポーツ少年団が種目ごとに実施する交流事業の費用の一部について、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成金の交付対象)

第 2 盛岡市スポーツ少年団に登録しているスポーツ少年団が種目ごとに開催する交流事業とする。

(助成金の額)

第 3 交流事業にかかる費用を対象とし、その交付額は 4 万円以内とする。

(交付の申請)

第 4 助成金の交付を受けようとする種目は、事業を実施しようとする日の 1 月前までに、盛岡市スポーツ少年団種目別交流費助成金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、本部長に申請しなければならない。

(1) 開催要項等事業の目的及び内容が分かる書類

(2) 事業に係る収支予算書（様式第 2 号）

(事業報告)

第 5 種目別交流費助成金の交付を受けた者は、当該事業の 1 月以内に事業完了報告書（様式第 3 号）及び事業に係る収支決算書（様式第 4 号）を、本部長に提出しなければならない。

(交付の制限)

第 6 この助成金の交付は、1 種目につき、1 年度中 1 回とする。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

スタートコーチ（スポーツ少年団）養成事業実施要項

(目的)

第 1 団員の健全育成を目指し、スタートコーチ（スポーツ少年団）を養成する講習会の参加料の一部を助成する。

(交付対象)

第 2 スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講する者で、盛岡市スポーツ少年団登録単位団に指導者登録をし、活動する者。

(助成金の額)

第 3 一律 1,000 円

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

スポーツ少年団リーダー養成事業実施要項

(目的)

第 1 将来、スポーツ少年団活動や、地域における各種スポーツ活動において中心的な役割を担うリーダーを養成する事業の費用の一部を助成する。

(交付対象)

第 2 日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール及び岩手県ジュニア・リーダースクールへ参加する、盛岡市スポーツ少年団に登録している団員。

(助成金の額)

第 3 参加料相当を助成する。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。